

＜応募にあたっての留意事項＞

【1】 応募資格

奨学生の応募資格は、募集要項「3. 奨学生の応募資格」を全て満たす方とします。

【2】 応募の手続き

- ① 所属大学、学年及び氏名を記載した封筒に、募集要項「8. 応募の手続き」に記載の（1）～（7）すべての書類を入れて、所属大学の奨学金担当窓口へ提出してください。なお、所定様式については、所属大学の奨学金担当窓口から、コピーを入手してご利用ください。※当財団ホームページからダウンロードも可能です。
- ② 大学学長等の推薦書の推薦理由欄は、なるべく応募者を直接指導する方が記載をして下さい。また、指導教員氏名欄には、役職のほか、応募者との関係がわかるように記載してください。
- ③ 応募にあたってのお問い合わせは、原則として所属大学の奨学金担当窓口へお願いいたします。応募者個人から当財団事務局への直接のお問い合わせは、なるべくご遠慮ください。

【3】 選考方法

選考は書類審査により行います。応募者との面接は予定していませんが、提出書類の記載内容確認のために、事務局から電話連絡をさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

【4】 奨学金の支給

奨学生採用者には、後日、採用通知を送付いたします。奨学金は奨学生本人名義の金融機関口座に振り込みますので、送付された案内資料に従って、指定された期日までに必要書類を提出してください。

【5】 遵守事項

奨学金の受給にあたっては、下記事項を遵守してください。

- ① 毎年 4 月の進級時に、前年度の成績証明書及び生活状況報告書（所定様式）を提出してください（卒業時には、進路、就職先についてのアンケート等にご協力ください。）。※所定様式については、当財団ホームページからダウンロード可。
- ② 願書・履歴書に記載した連絡先、家庭状況等に変更があったとき又は下記のいずれかに該当することとなったときは、速やかに事務局へ異動届出書を提出してください。
 - (ア) 留年、休学、転学又は退学したとき、又は長期にわたって欠席しようとするとき
 - (イ) 外国へ留学しようとするとき
 - (ウ) 学業又は性行などの状況により、大学から指導、処分を受けたとき
 - (エ) 傷い疾病などのため、成業の見込みがなくなったとき
 - (オ) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
 - (カ) 在学大学で処分を受けたとき
- ③ 奨学生に採用された場合、支給期間の途中で、奨学金を辞退されることのないように、十分に検討の上、応募するようにして下さい。

以上

公益財団法人千代田財団 事務局